市議会のしくみ

倉吉市議会は、市民を代表して、市民の日常生活に直結する政治上のいろいろな課題について議論し、解決する場です。市民の立場に立って倉吉市の政治方策を決定し、市民の福祉の向上を図り、住みよい倉吉市をつくるために貢献することを使命とし、真剣に議会の諸活動を進めています。

市議会とは

市議会は、<u>市の予算や仕事の方針を決めたり</u>、市長や各種行政委員会など、 直接行政を行なう「執行機関」の<u>仕事のやり方について調査したり</u>、<u>意見を述</u> べたりすることが主な任務で「議決機関」と呼ばれています。

市議会の「本会議」は、通常3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。 これを「定例会」と呼んでいます。必要があるときには臨時会が開かれます。

市議会には、議員全員によって構成される「本会議」のほかに、審議事項を 専門化し、おのおのの部門ごとに議員からなる「委員会」があります。

倉吉市議会における委員会には、3つの常任委員会、議会運営委員会などが あります。

平成 26 年の場合

第1回臨時会 1月14日 第2回定例会 2月25日~3月12日

第 3 回臨時会 3 月 20 日 第 4 回臨時会 5 月 8 日 ~ 5 月 13 日

第5回定例会 6月16日~6月30日 第6回臨時会 7月28日

第7回定例会 9月1日~9月25日 第8回定例会 12月1日~12月18日

常任委員会 総務経済常任委員会

建設企画常任委員会教育福祉常任委員会

特別委員会 中心市街地活性化調査特別委員会

中山間地域活性化調查特別委員会



定例会(本議会)



委員会(教育福祉常任委員会)

市議会の権限

市議会には、法律によって多くの権限が与えられており、主なものは次のと おりです。

議決権	条例を定める、または改正・廃止すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。 重要な契約を結ぶこと。
同意権	副市長、監査委員、教育委員などの選任に同意すること。
調査権	市の仕事が正しく行われているかどうか調査すること。
意見書提出権	市の公益に関する事柄を、国の関係機関などに意見書を 提出すること。
請願の受理権	提出された請願を審査して市政に反映させること。

議会運営委員会 会期、議事日程および議会の運営方針などを協議します。

本会議 ①招集(市長が招集します) ②開会(議長が宣言し、議員定数の半数以上の出席が必要です) ③議案の上程(市長、または議員が議案を提出します) ④議案の説明 ⑤質疑(議案に対し議員が質問を行い、市長などが答弁します) ⑥委員会付託 (議案等をさらに詳しく調べるために委員会に付託します)

<u>委員会</u> 付託された議案や請願など、詳細について審査し、委員会としての 結果を出します。

本会議 ①委員長報告(委員会で決まった審査結果を報告します)

- ②討論(議案について賛成か反対かの意見を述べます)
- ③採決(議員全員で、議案について賛成か反対かを決めます)
- ④閉会(全議案の採決が終わると、議長が閉会を宣言します)
- →採決の結果を議長が市長に提出し、市長は、これをもとに仕事を進めていき ます。

倉吉市ホームページを元にして(倉吉市議会議員 藤井隆弘)